

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第六十八条の五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する特定医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第四百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年七月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する特定医療機器は、次に掲げるものとする。 一 八 (略) 九 心臓弁接合不全修復器具 (1) (略) (2) 経皮的三次弁接合不全修復システム	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の五第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する特定医療機器は、次に掲げるものとする。 一 八 (略) 九 心臓弁接合不全修復器具 (1) (略) (新設)